

よくある質問にお答えします

国民皆保険制度

わが国は国民皆保険制度をとっていますので、会社など勤務先の健康保険の資格がなくなつた場合は、原則として国民健康保険に加入することになります。ただし、一定の条件を満たせば、従来の勤務先の健康保険の資格を続けることができる任意継続の制度もありますので、どちらにするのかを選択する必要があります。

任意継続とは

任意継続制度は、退職日まで継続して二ヶ月以上健康保険に入していると利用することができます。手続きは、退職日の翌日から二〇日以内に所在地の社会保険事務所（勤務先の健保組合）に必要書類を提出することができます。加入できます。任意継続被保険者は各組合）で加入できます。任意継続被保険者となる期間は、二年間です。手続きに必要な書類や保険料額、保険給付の内容については勤務先や社会保険事務所、健康保険組合または共済組合にご確認ください。

保険料を比較すると…

勤務先等で確認した任意継続の保険料額と国民健康保険料を比較してみましょう。平成十七年度の国民健康保険料について六月に決定する予定ですが、参考までに平成十六年度の保険料計算の方法に基づいて概算すると下の図2のようになります（平成十七年度はこれより高くなる見込みです）。

会社を退職した後の健康保険はどうなるの？

加入手続きはお早めに

任意継続を選択しない場合は、勤務先の健康保険の資格が切れた日から十四日以内に国民健康保険の加入手続きが必要です。ただし、勤務先の保険の資格が切れると前に国民健康保険の加入手続きませんのでご注意ください。

加入手続きには、①健康保険資格喪失証明書（事業主または社会保険事務所、健康保険組合、共済組合などで発行）、②認印が必要です。なお、同世帯に既に加入の方がある場合は、国民健康保険証も必要です。

失業が3ヶ月以上続いたら

勤務先を退職した後、失業期間が三ヶ月以上続いた場合は、国民健康保険料の減免の申請をすることができます（ただし、アルバイト中は失業期間とはなりませんのでご注意ください）。減免申請に必要な書類は、①雇用保険受給資格者証（受給資格者証がない場合は民生委員の無職証明）、②国民健康保険証、③認印です。

なお、平成十七年度分保険料の减免手続は、保険料決定通知が届いた後（六月中旬以降）に行うことになります。

就職したら

就職して勤務先の健康保険に入りたくなれば、脱退手続には、①国民健康保険証、②新しくできた会社の健康保険証、③認印が必要です。

図2 保険料概算図（これは平成16年度の料率による概算で、17年度の料率とは異なります。）

医療分

※医療分の保険料は、①所得割額、②均等割額および③平等割額の合計額です。ただし、平成17年度の賦課限度額は53万円です。

①所得割額

$$\left(\text{平成16年中の所得額} - \text{基礎控除33万円} \right) \times \frac{9.5}{100}$$

②均等割額

$$\text{被保険者1人につき} 33,600\text{円}$$

③平等割額

$$1\text{世帯につき} 25,200\text{円}$$

介護分

※40歳以上65歳未満の人が加入する場合は介護分の④所得割額および⑤均等割額も加算します。ただし、平成17年度の賦課限度額は8万円です。

④所得割額

$$\left(\text{平成16年中の所得額} - \text{基礎控除33万円} \right) \times \frac{1.5}{100}$$

⑤均等割額

$$\text{介護保険第2号} \\ \text{被保険者1人につき} 9,960\text{円}$$

口座振替の手続きは面倒くさい？

手続きはたった一度で、いたって簡単。口座のある金融機関・郵便局の窓口に、

- ①預・貯金通帳
 - ②国民健康保険の世帯主の認印
 - ③通帳用の届出印
 - ④被保険者証番号（被保険者証、納付書等に記載）
- を持っていくだけ。申込用紙（口座振替依頼書）は、市内の金融機関・郵便局に備えています。

このように簡単便利な口座振替。お忙しい方やご不在がちな方に是非お勧めします。

口座振替についてのお問い合わせは
国保収納グループ 収納チームまで
電話 0798-35-3156



毎月保険料を払いに行く手間も省けて、納め忘れもない口座振替。便利そうだけど、手続きが面倒じゃないの？



◆振替開始までどれくらいかかるの？

手続きをして通常約1~2ヶ月後から振替を開始します。それまでは、納付書でお納めください。なお、振替の開始については開始月の中旬にハガキでお知らせします。

◆保険料はいつ振替えられるの？

振替日は毎月末日（12月は30日）です。ただし、末日が土曜・日曜・祝祭日の場合は、金融機関等の翌営業日となります。

◆残高不足のときはどうなるの？

残高不足等で振替できなかった時は、納期の翌月に督促状を送付します。再振替はできませんので、督促状により金融機関等の窓口で納付してください。

◆他にどんなメリットがあるの？

保険料に還付金が生じた場合、手続きなしで口座に還付金を振込みます。また、別途、振込み通知を送付します。